

	<h1>交通安全情報No.19</h1> <h2>ストップ・ザ・交通事故</h2>	平成27年4月15日 警察本部交通部 交通総合対策センター
---	---	-------------------------------------



自動車専用道路で死亡事故

<p>○日時 4月13日(月)午後6時27分ころ ○場所 更別村～帯広広尾自動車専用道路 ○状況 普通乗用車が駐車車両から降車していたドライバーに衝突し、54歳男性が死亡</p>	 <p>至中札内 ～ 帯広広尾自動車専用道路 ～ 中央分離帯 至更別町志願</p>
--	---

高速道路等で駐停車をするときは…

高速道路等では、例外を除き、駐停車はできませんが、故障などやむを得ず駐停車する場合は、次のことを守りましょう。

- 停止表示器材を使う！**
やむを得ず駐停車をする時は、停止表示器材を車の後方に設置しなければなりません。
(罰則あり～故障車両表示義務違反)
- 安全な場所に避難する！**
車線上は大変危険です。ガードレールの外側など安全な場所に避難しましょう。
- 移動の手配をする！**
停止表示器材の設置と安全な場所への避難を最優先し、その後にレッカー車の手配をしましょう。
～ 速やかに避難を ～



停止表示器材

